

29. 7. 24

一般財団法人 日本航空協会 殿
北海道航空協会 殿
公益社団法人 北海道スカイスポーツ協会 殿

自衛隊基地上空における小型無人機等の飛行の自粛要請について（依頼）

北部航空方面隊司令部
防衛部長
(押印省略)

標記について、下記のとおり要請しますので、ご協力お願いします。

記

平成29年7月22日（土）0745頃、航空自衛隊稚内分屯基地上空において、モーター・パラグライダーの飛行が確認されました。当該航空機の自衛隊基地上空での飛行は、航空法上で規制されていないものの、自衛隊の任務の特性上、業務に支障をきたす恐れがあります。今後におきましては、可能な限り本事案を周知していただき、小型無人機等による同様の飛行をご遠慮していただくよう依頼します。また、他の自衛隊基地におきましても、同様の理由から基地上空での飛行をご遠慮していただきたく依頼しますので、ご協力よろしくお願いいたします。

※ 参考

小型無人機等とは

平成28年法律第9号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律）第2条第3項に示された以下の航空機をいう。

- 1 小型無人機（いわゆるドローン等）
- 2 特定航空用機器
 - (1) 操縦装置を有する気球
 - (2) ハングライダー（原動機を有するものを含む。）
 - (3) パラグライダー（原動機を有するものを含む。）

担当者：航空自衛隊北部航空方面隊防衛部運用課運用第2班 立石 3 佐 (0176-53-4121)
(内線：2355)